

該非判定用パラメータシート
様式 別2-35-3

貨物名: _____
 メーカー名: _____
 品種及び等級: _____

CISTEC 2017.8.16
 (平成29年8月16日施行政省令等対応)

I. 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(1)に掲げる貨物(ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。))

* 該当する箇所の□の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質問事項	回答欄		
	いいえ	はい	記入欄
1) 様式別2-35-3の物質リストの1の化学物質並びにこれらが含まれた混合物であって、対象化学物質の質量の割合が1%(石綿(アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト)の場合は0.1%)以上か	<input type="checkbox"/> 2)へ	<input type="checkbox"/> 該当	
2) 次のいずれかに該当するものか ① 輸出しようとする物質に様式別2-35-3の物質リストの5の化学物質の含有が測定された場合または確認された場合。(ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(平成23年3月31日薬食発0331 第5号、平成23・03・29製局第3号、環保企発第110331007号)3-3に該当する場合は除く。) ② 輸出しようとする貨物にトリブチルスズ化合物が0.05%を超えて含有されていることが測定された場合又は確認された場合。 ③ 輸出しようとする貨物に様式別2-35-3の物質リストの1に掲げる化学物質が0.1%以上含有されていることが測定された場合又は確認された場合。(①及び②に掲げる場合を除く。) ④ 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入り変圧器、紙コンデンサー、油入りコンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンデショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005%を超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超える貨物を輸出する場合。	<input type="checkbox"/> 下記Ⅱ. に属する物質へ	<input type="checkbox"/> 該当	

※水銀化合物であって、塩化第一水銀、塩化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物、又は硫化水銀、及びこれらの混合物であって含有量が全重量の95%以上である場合、並びに辰砂(硫化水銀の濃度に関わらない)は、「特定の水銀、水銀化合物及び特定水銀使用製品等の輸出承認について」に基づき、輸出の承認の申請を行ってください。
 それ以外の水銀化合物の場合は、「化学物質の輸出承認について」に基づき、輸出の承認の申請を行ってください。

該非判定用パラメータシート
様式 別2-35-3

貨物名: _____
 メーカー名: _____
 品種及び等級: _____

CISTEC 2017.8.16
 (平成29年8月16日施行政省令等対応)

II. 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(2)に掲げる貨物(農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の成分である化学物質であって経済産業大臣が告示で定めるもの)

* 該当する箇所の□の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質問事項	回答欄		
	いいえ	はい	記入欄
1)単体の水銀か?	<input type="checkbox"/> 2)へ	<input type="checkbox"/> 様式別2-35-4へ	
2)水銀と他の物質との混合物(水銀の合金を含む)か?	<input type="checkbox"/> 4)へ	<input type="checkbox"/> 3)へ	
3)水銀の濃度は95%未満か?	<input type="checkbox"/> 様式別2-35-4へ	<input type="checkbox"/> 4)へ	濃度: %
4)様式別2-35-3の物質リストの2の化学物質並びにこれらが含まれた混合物であって、対象化学物質の質量の割合が1%以上か	<input type="checkbox"/> 5)へ	<input type="checkbox"/> 該当	
5)次のいずれかに該当するものか ①輸出しようとする物質に様式別2-35-3の物質リストの5の化学物質の含有が測定された場合または確認された場合。(ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(平成23年3月31日薬食発0331 第5号、平成23・03・29製局第3号、環保企発第110331007号)3-3に該当する場合は除く。) ②輸出しようとする貨物に様式別2-35-3の物質リストの2に掲げる化学物質が0.1%以上含有されることが測定された場合又は確認された場合。	<input type="checkbox"/> 下記Ⅲ. に属する物質へ	<input type="checkbox"/> 該当	

該非判定用パラメータシート
様式 別2-35-3

貨物名: _____
 メーカー名: _____
 品種及び等級: _____

CISTEC 2017.8.16
 (平成29年8月16日施行政省令等対応)

Ⅲ. 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(3)に掲げる貨物(毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物)

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質 問 事 項	回 答 欄		
	いいえ	はい	記入欄
1) 様式別2-35-3の物質リストの3の化学物質並びにこれらが含まれた混合物であって、対象化学物質の質量の割合が1%以上か	<input type="checkbox"/> 2)へ	<input type="checkbox"/> 該当	
2) 輸出しようとする貨物に様式別2-35-3の物質リストの3に掲げる化学物質が0.1%以上含有されていることが測定された場合又は確認された場合	<input type="checkbox"/> 下記Ⅳ. に属する物質へ	<input type="checkbox"/> 該当	

Ⅳ. 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(5)に掲げる貨物(輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第 三百七十八号)別表第二の三五の三の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるもの)

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質 問 事 項	回 答 欄		
	いいえ	はい	記入欄
1) 様式別2-35-3の物質リストの4. (1、2若しくは4から6までに掲げる物をその重量の1%(3の石綿の場合は0.1%)超を含有する製剤及びそれらの物の混合物か	<input type="checkbox"/> 2)へ	<input type="checkbox"/> 該当	
2) 輸出しようとする貨物に様式別2-35-3の物質リストの4に掲げる化学物質が0.1%超含有されていることが測定された場合又は確認された場合	<input type="checkbox"/> 下記Ⅴ. に属する物質へ	<input type="checkbox"/> 該当	

該非判定用パラメータシート
様式 別2-35-3

貨物名: _____
 メーカー名: _____
 品種及び等級: _____

CISTEC 2017.8.16
 (平成29年8月16日施行政省令等対応)

V. 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))

* 該当する箇所の□の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質 問 事 項	回 答 欄		
	いいえ	はい	記入欄
1) 様式別2-35-3の物質リストの5の化学物質並びにこれらが含まれた混合物であって、対象化学物質の質量の割合が1%以上か	<input type="checkbox"/> 2)へ	<input type="checkbox"/> 該当	
2) 次のいずれかに該当するものか ① 輸出しようとする物質に様式別2-35-3の物質リストの5の化学物質の含有が測定された場合または確認された場合。(ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(平成23年3月31日薬食発0331 第5号、平成23・03・29製局第3号、環保企発第110331007号)3-3に該当する場合は除く。) ② 輸出しようとする貨物にトリブチルスズ化合物が0.05%を超えて含有されていることが測定された場合又は確認された場合。 ③ 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入り変圧器、紙コンデンサー、油入りコンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンデショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005%を超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超える貨物を輸出する場合	<input type="checkbox"/> 下記VI.(確認)へ	<input type="checkbox"/> 該当	

該非判定用パラメータシート
様式 別2-35-3

貨物名: _____
 メーカー名: _____
 品種及び等級: _____

CISTEC 2017.8.16
 (平成29年8月16日施行政省令等対応)

VI. 確認

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質問事項	回答欄		
	いいえ	はい	記入欄
輸出しようとする貨物に、様式別2-35-3の物質リストの1~5に掲げる化学物質を含有量にかかわらず、意図的に混合しているか	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

最終判定	回答欄	
	輸出令別表第2の35の3の項に	記入欄
	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当	

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)
 会社名 _____
 所属・役職 _____
 (フリガナ)
 氏名 _____ 印
 電話 () (内線)